

「著作権制度の整備(フェアユース)」 についての調査

委員 岩瀬大輔

～はじめに～

ミッキーマウス(ぬいぐるみ)と写真を撮ることは、アウトか？

【山本(たかし)委員(弁護士)】 (略)例えば、子供にミッキーマウスのぬいぐるみを買ってきたと。そのときにお誕生日だったので買ってきたと。**お誕生日と一緒に子供の写真を撮るときに、ミッキーマウスの人形を抱かせると。**このときは意図的にミッキーマウスの人形を抱かせているんですけれども、これも写す主たる目的はあくまでも子供であって、それがお誕生日の記念とかということであって、決してミッキーマウスの写真を撮るとかということにはない。という意味で、著作物を利用したことが主たる目的ではないと。

しかし、これは写し込みにはなりますが、付随的という形でこのAに入っていないんじゃないかと。また、その理由もここで言うところの質的または量的に社会通念上軽微に当たって、Aに該当するという理解を私はしております。

【土肥主査(日本大学大学院知的財産研究科教授)】 中山委員、どうぞ。

【中山委員(東京大学名誉教授, 弁護士)】 私も基本的には今の山本委員と同じなんですけれども、これ偶然写っちゃった場合とか、先ほど大淵教授がおっしゃったように、何とか避けようと思ったけど不可避な場合とか、これは恐らく今の条文でも裁判官何とかしてくれるだろうと思うので、ですから恐らく写り込まれている場合で一番問題なのはインテリジェントなものだと思うんですね。これは主査がおっしゃったように代替性があるものは駄目だというのは別にミッキーマウスである必要ないんですね。何の人形でもいいわけです。だけど、あえてミッキーマウスをやったのは代替性があるんだから侵害だと言われるのは私はちょっとおかしいんじゃないかと。これはいろんなケースがあるわけで、なかなか言葉ではいいあられさせない。

【土肥主査】 代替性があるからセーフなんです。つまりそれでないといけない、その著作物の利用でないといけないという関係がないから。

【中山委員】 だから、ミッキーマウスでなければならぬという必然性がないわけでしょう。

【土肥主査】 だからセーフ。

【中山委員】 だからセーフ？ 普通はだからアウトでしょう。

【土肥主査】 それを使っている、それでないといけないという場合には、それはいわばここで言うところの著作物の利用を主たる目的としていて、付随的ではない。

【中村委員】 あるからセーフとおっしゃっているの。

【中村委員】 代替性があるからセーフ。じゃあ.....

【道垣内委員(早稲田大学大学院法務研究科教授, 弁護士)】 **ミッキーマウスはアウトではないですか。**

【山本(たかし)委員】 誕生日のプレゼントですから。

【中山委員】 とにかく.....

【土肥主査】 だから、代替性があるから.....

【中山委員】 代替性がないと不可避だからやむを得ないということじゃないわけですね、そのお話は。

【土肥主査】 代替性があるから不可避的.....

【中山委員】 代替性がなければ不可避だからセーフになるということじゃないんですね。

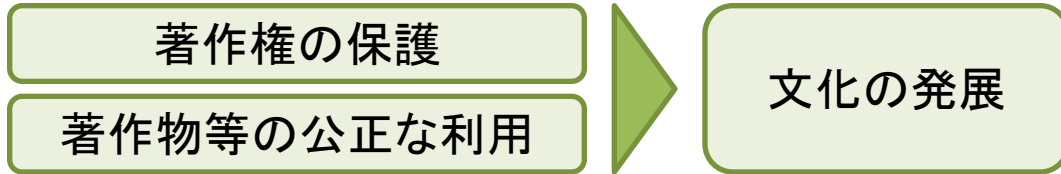
【土肥主査】 そうじゃないんですよ。

(出所)文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第2回・2010年3月17日)議事録

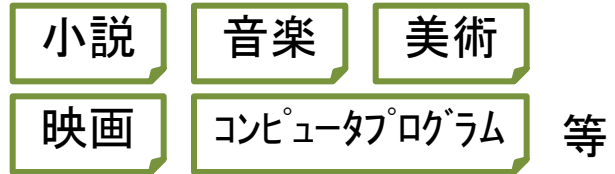
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h22_shiho_02/gijiyoshi.html

1. 著作権制度の現状

目的

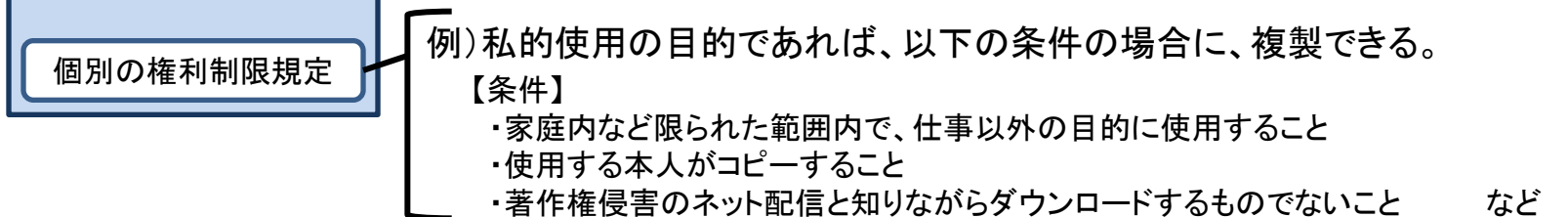
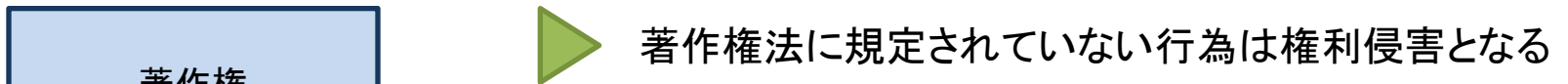
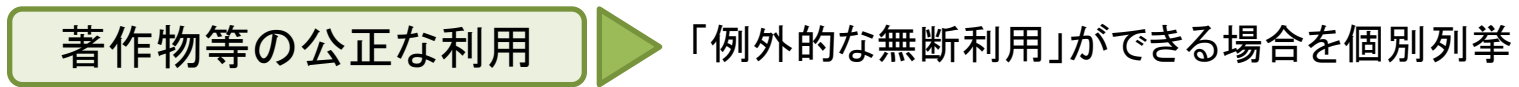
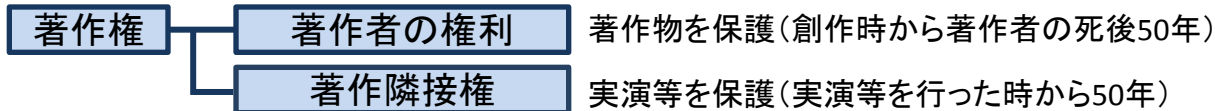


著作物



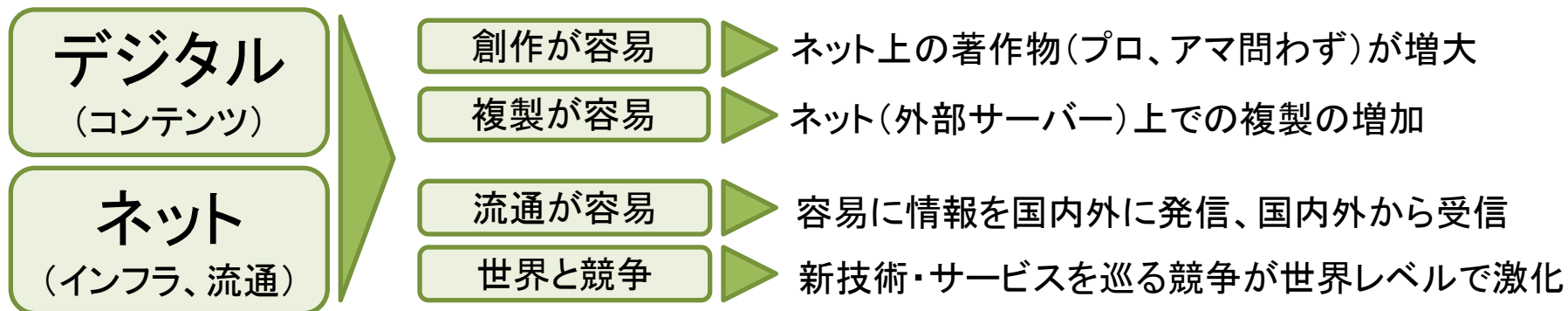
- ・著作物等の公正な利用に留意しつつ、著作権(他人に著作物等を無断で利用されない権利)を保護することによって、文化の発展に寄与することが著作権法の目的となっている。
- ・著作権の保護は、著作物利用の対価を著作者に還元し、それが新しい創作、文化の発展に繋げるために設けられているもの。

内容



2. 環境の変化と著作権制度の問題

現状



問題意識

個別の権利制限規定の限界

法律で明確に規定してある場合だけが「例外的な無断使用」となる。法律が想定していない新しい技術・サービス、イノベーションに対応できない

著作権制度が
イノベーションの阻害要因

権利者の利益を不当に害さない場合(権利者に対価が還元されることが想定されない場合)でも権利侵害/法違反となることから、新たな技術開発・サービス提供がなされない

・利用者の利便性阻害
・事業者の競争力低下

同じ行為であっても、他国で適法なものが我が国で違法となる場合には、利用者は他国の者に比べ新たなサービスを受容できず、また事業者も世界との競争に勝てなくなる

国家戦略における情報通信技術と著作権制度

新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）

第1章 新成長戦略－「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現 （「強い経済」の実現）

イノベーション促進の基盤となるデジタルコンテンツ等の知的財産や産業の競争力を高めるクラウドコンピューティング等の情報通信技術の利活用も促進する。(p4)

成長を支えるプラット・フォーム

V. 科学・技術・情報通信立国における国家戦略プロジェクト

16. 情報通信技術の利活用の促進

我が国は情報通信技術の技術水準やインフラ整備では世界最高レベルに達しているが、その利活用は先進諸国に比べ遅れ、国際競争力低下の一因ともなっている。特に、今後のサービス産業の生産性向上には、情報通信技術の利活用による業務プロセスの改革が不可欠である。(中略)

また、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 戦略本部)を中心に、情報通信技術の利活用を阻害する制度・規制等の徹底的な洗い出し等を実施する。(p48)

新たな情報通信技術戦略(2010年5月11日・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

Ⅲ. 分野別戦略 3.新市場の創出と国際展開(4) クラウドコンピューティングサービスの競争力確保等

【重点施策】○ 国民利便性向上及びユーザー産業の高次化に資するクラウドコンピューティングサービスの競争力確保のため、データ利活用による新産業創出、データセンターの国内立地の推進、関連技術の標準化等の環境整備を集中的に実施する。

【具体的取組】次世代クラウドコンピューティング技術の開発、複数のクラウドコンピューティングサービス間における相互接続・運用性の確保、クラウド利用のためのガイドライン等の利用環境の整備、データセンターの立地環境整備等について、関係府省が連携して推進する。特に、高効率なデータセンターの国内立地促進のため、特区制度の創設も視野にコンテナ型データセンターの設置に係る規制の緩和などを2010年度中に検討する。【総務省、経済産業省】(p13)

知的財産推進計画2010(2010年5月21日・知的財産戦略本部)

II. 基本認識

- 我が国の技術力は多くの分野で依然として世界最高水準だが、そのことが我が国の産業の国際競争力に必ずしも結びついていない。これは国際競争力が、優れた技術を前提としながらも、それだけではなく、画期的なビジネスモデルや、戦略的な国際標準化を含む、総合的な知的財産マネジメントに依存するようになったためである。すなわち「知を使う知」の競争が熾烈になってきたのである。
- 戦略的な国際標準の獲得と活用を巡っては、米国・EUのみならず、中国やインドといった急速に成長する新興国を巻き込んだ戦略的な展開が、我が国の政府および企業にとって不可欠となっている。
- 今後世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する特定戦略分野(例:「環境・エネルギー(グリーン・イノベーション)」、「医療・介護(ライフ・イノベーション)」)で、戦略的な国際標準の獲得や知的財産の活用、**イノベーション創出を阻む要因の解消を通じ、国際競争力を向上させるためのオール・ジャパンの戦略を推進**する。
- また、技術力と並んで我が国が強みを持つ文化力(表現力)は「クールジャパン」として世界から評価されているが、産業面でその潜在力を発揮しておらず、ソフトパワーを生かし切れていない。**デジタル化・ネットワーク化の進展に伴うデジタルコンテンツの重要性の高まりも踏まえ、成長産業として国際展開を推進**するとともに、他産業とも連携して波及効果を発揮していく。
(p2)

IV. 分野別戦略

戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

3. 世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する。

- コンテンツのデジタル化・ネットワーク化は、新たなビジネスや新たなコンテンツを創出するとともに、世界展開を容易にする可能性を持っており、コンテンツを核とした産業の振興にも大きく貢献するものである。
- 一方、我が国のコンテンツのデジタル化・ネットワーク化は、プラットフォームや配信コンテンツの規模とも米国に遅れをとっており、米国発のプラットフォームの攻勢に晒されている状況にある。また、今後、我が国のコンテンツデータの保存・処理が、安価なクラウドコンピューティング環境下にある海外サーバに集積する可能性がある点にも留意すべきである。
- このため、コンテンツのための新たなメディアの創出、電子配信の促進、プラットフォームへの戦略的対応、電子配信ビジネスの前提である著作権侵害コンテンツ対策について、戦略的に進めることが重要である。
- また、**インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう国際的動向も踏まえながら民間の取組の促進を進めるとともに、デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度の在り方についても検討することが必要**である。
- 以上を通じ、**世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進**する。(p17)

3. イノベーション阻害の事例

検索エンジンサービス

- ▶ 2010年1月の著作権法改正まで、ネット上で検索サービスを提供するためにウェブページを保存することは、著作物の複製に当たり、違法となっていた。
- ▶ このため、ネット上で検索サービスを提供するためのサーバーを国内に設置できず、わが国発のグローバルな競争力を持つサービスは生まれなかった。
- ▶ 新たなクラウドサービスを行おうとする時、検索エンジンサービスと同様の著作権法違反の問題が生じ、著作権制度がイノベーションの阻害となる。

放送番組ネット配信

- ▶ 放送事業者による放送番組の利用には、著作権者と著作隣接権者(実演者)全員の同意がないと違法となる。
- ▶ このため、権利処理するためのコストがかかり、仮に権利者を把握し全員と連絡が取れたとしても、1人から不同意となれば、番組のネット配信はできなくなり、コンテンツが活用されない。

(参考)文化審議会著作権分科会基本問題小委員会(平成22年第2回/2010.5.10)議事録

【瀬尾委員】(略)実はNHKオンデマンドの収支について、(略)収支をとる上で、つまりビジネスモデルとして問題になっている点は何なのか。非常に複雑なことを簡単に聞いてしまっただけで申しわけないのですが、どうして商売にならないのか、端的な特徴というか、原因みたいなものを教えていただければと思います。

【梶原氏】この2年ぐらいやっていますけれども、収支は大幅な赤字であります。

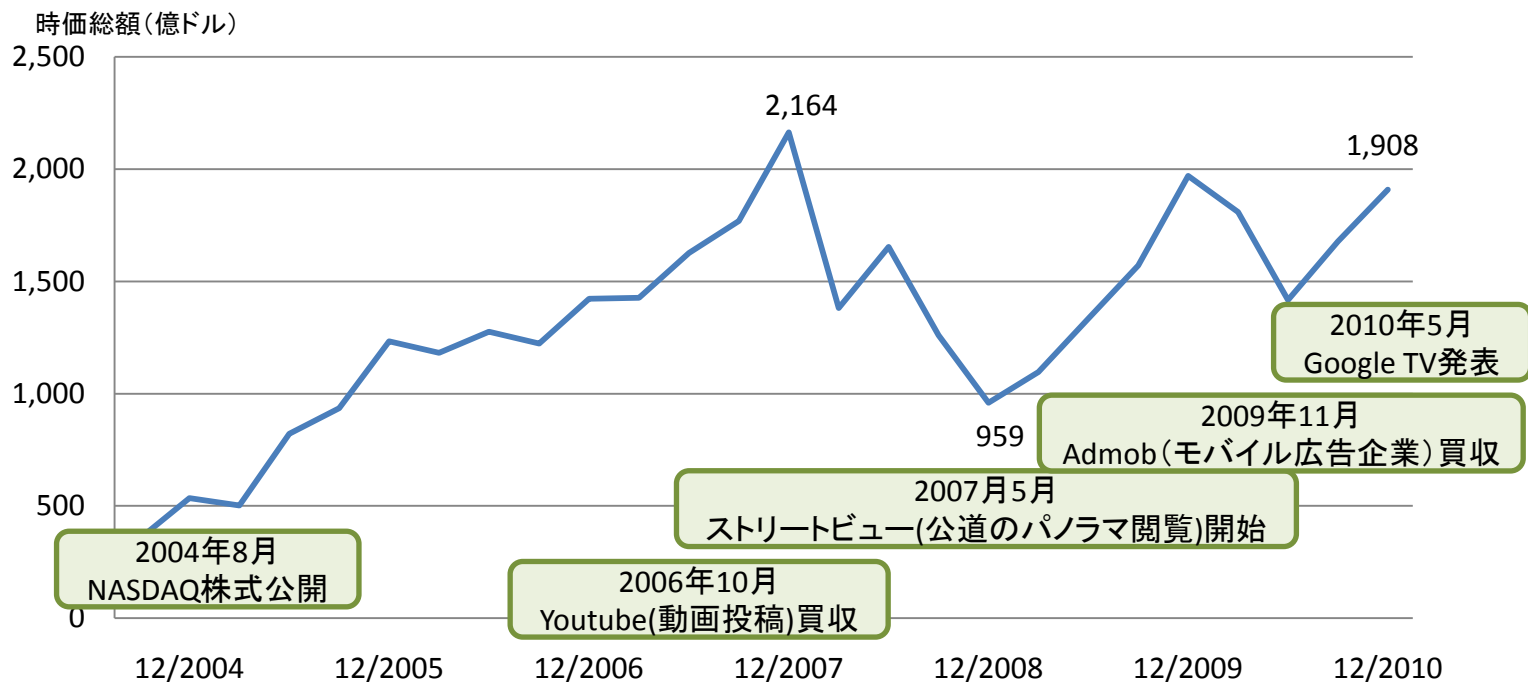
コストを見ると、やはり権利、権利者へお支払いするお金よりも権利処理のための事務的な経費がかかっているということが1つありますので、これは何とかして引き下げる努力をすれば、コストを下げるができるかなと思います。もう一つは、やはりファイル化のコストですね。これも結構かかっています。放送番組、テープをファイル化しなければいけないということで、これもコストがかかる。これは1回ファイル化すれば、今後はそんなにかからないのかもわかりませんが、そういったことがあると思います。ただ、一番の問題は、会員はかなり増えたのですけれども、実際にお買いになる方が今のところ少ないということ、収入をもっと増やさなければいけないということが根本にあるわけですが、支出の面から言うと、そういった権利処理のためのコストだとか、ファイル化のためのコスト、こういったものを引き下げる必要があるのかなと思っています。

(出所) http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/kihon/h22_05/pdf/gijiroku.pdf

検索エンジンサービスの経緯

Google

著作権



2006年 2007年 2008年 2009年 2010年

メディア等で報道 法制問題小委員会で議論 法改正(公布) 法改正(施行)



(参考) 検索エンジンサービスに関する法改正

◎著作権法の一部を改正する法律(2010年1月施行)により、検索エンジンサービスを適法とするため、以下の規定が著作権法に追加された。

(送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等)

第四十七条の六 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号(自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。)を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者(当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。)は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物(当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。)について、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物(当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。)のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること(国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知つたときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行つてはならない。

4. 番組ネット配信の条件と事業者の取組み

番組をネット配信するためには、隣接著作権者(実演家)の全員の同意が必要

◎著作権法

(共有著作権の行使)

第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権(以下この条において「共有著作権」という。)については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

4 (略)

著作権者が不明の場合の制度があるが、全員同意の条件をなくすものではない

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

3 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

放送事業者は、実演家の団体のHPにおいて全ての権利者を探す取組みをしている。



放送番組に
出演された方々を
捜しています

放送番組を二次利用するために、
出演された方々(著作隣接権者)を捜しています。
ご本人及びお心当たりのあるご家族、ご遺族、知人の皆さまは、
CPRA:クブラまでご連絡ください。

芸団協
実演家著作隣接権センター
(CPRA:クブラ)

5. 論点

今回の日本版フェアユース規定の導入は、知的財産や産業の競争力を高める情報通信技術の環境変化に対応しているのか？

▶ 新しい時代環境との関係

- ー デジタル・ネット社会という新しい時代環境では、各自がプリンシプルをもとにリスクをとって行動する事後規制型とする方が、イノベーションを促進するのではないのか？

▶ 米国型フェアユースとの関係

- ー 日本版フェアユースのAからC類型は、米国著作権法のフェアユース規定とどう違うのか？

▶ デジタルコンテンツ時代との関係

- ー デジタルコンテンツ時代に伴い、現在の権利関係は今のままでよいのか？

6. 著作権分科会報告書における一般規定

ー以下のA～Cの類型の利用につき、権利制限の一般規定による権利制限の対象とすることが適当とされた。

ー一方、これは、現行のクラウドサービスの提供やイノベーションを阻害しないものとしては不十分であり、包括的な個別権利規定の追加にすぎないという評価もある。

A: 著作物の付随的な利用

その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの

(例) 行為者が意図した撮影対象とは別に、軽微な程度であるものの、付随的に美術や音楽の著作物等が複製されるケース

B: 適法利用の過程における著作物の利用

適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの

(例) 漫画のキャラクターの商品化を企画する際に社内会議用の資料等での当該漫画の複製

C: 著作物の表現を享受しない利用

著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用

(例) 映画や音楽の再生に関する技術の開発や、ネットワーク上で複製等を不可避免的に伴う情報ネットワーク産業におけるサービス開発・提供行為等に含まれる一定の著作物の利用行為

(参考) 米国フェアユース規定

- アメリカ著作権法では、限定列挙方式をとっておらず、以下の規定(法第107条)により公正な利用かどうかは、裁判により決められる。
- このため、制度がイノベーションを阻害していない状況にある。

米国では、フェアユースとなるかどうかは以下の要素を考慮し決められる。
In determining whether the use made of a work in any particular case is a fair use the factors to be considered shall include —

使用目的・性格 / the purpose and character of the use

著作物の性質 / the nature of the copyrighted work

著作物全体における使用部分の量・実質性 /
the amount and substantiality of the portion used in relation to the copyrighted work as a whole

著作物の潜在的市場・価値に対する使用の影響 /
the effect of the use upon the potential market for or value of the copyrighted work

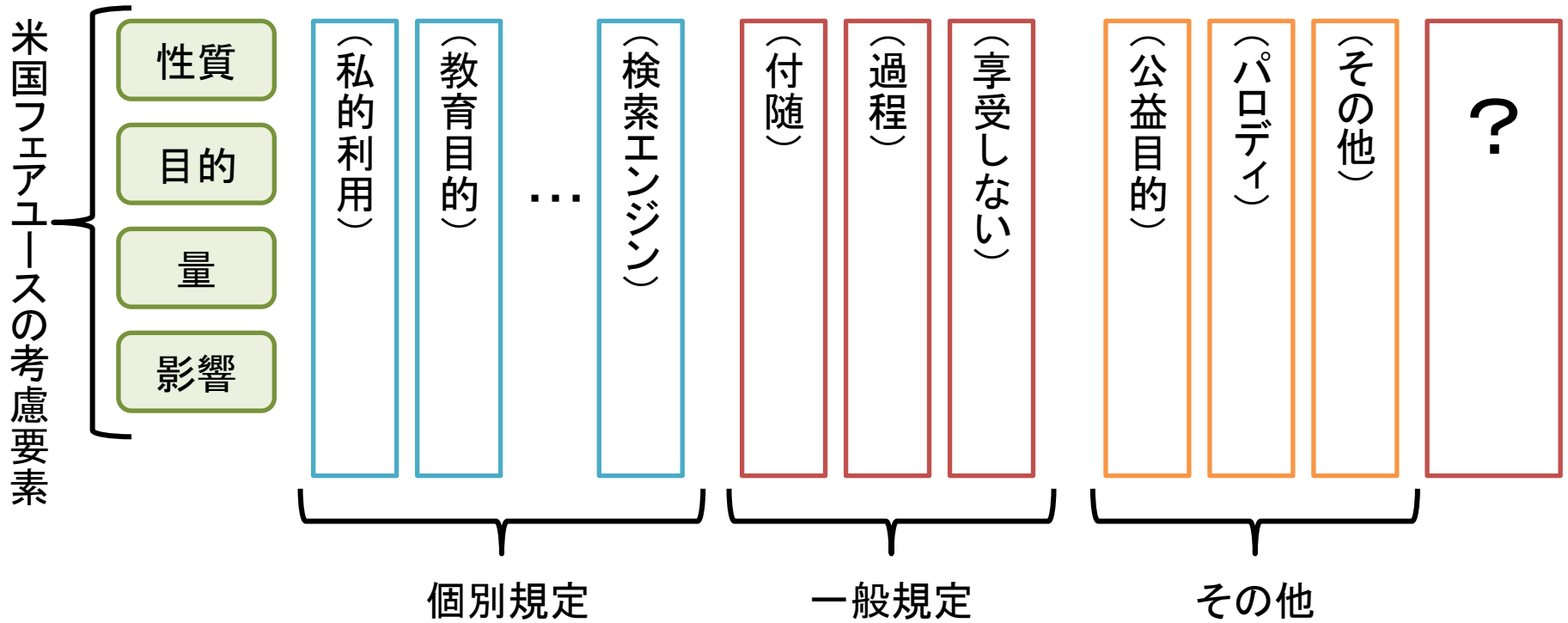
(米国著作権法第107条)※

批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

7. 日本版フェアユースと米国フェアユース規定の違い

個別規定、日本版フェアユースと米国の規定は、何が違うのか？



8. ヒアリングで出された要望項目に関する質問

以下の行為は、日本版フェアユース規定の導入により適法となるのか？

・企業内における著作物の利用 (JEITA、MCF、知財協)

① 情報共有や説明等のために企業内で著作物を利用する行為

- 1 外国語で書かれた論文、外国のウェブページを理解するために、従業員が翻訳すること
- 2 従業員がウェブサイトから参考文献をダウンロードして印刷すること
- 7 購入した市販のマニュアルを、業務で使いやすいように必要な部分だけを複製してダイジェスト版を作成すること
- 9 遠方の会議に出張している社員からの問い合わせに回答するために、会社で購入した書籍の関連ページをFAXで送信する行為

② 商品やサービスの説明、デモ目的の著作物の利用

- 22 家電量販店がテレビの高画質を来店客に訴求するために市販のDVDを店頭で再生する行為

③ 媒体変換のための著作物の複製

- 24 利用端末にあわせてファイル形式やサイズを変更すること

・著作物の付随的利用 (自己の著作物に、他人の著作物が偶発的に写り込むこと等)

- 33 テーマパークで着ぐるみキャラクターと一緒に記念撮影した写真をインターネット上で公開すること
- 40 レコード音源のBGMが入り込んだ動画をインターネット上で公開する行為

・ネットワークサービスに関連する複製等

- 53 「Twitter」における「ReTweet」のようにミニブログで他人の発信した情報を転送する行為
- 55 サーバー上の私的な領域 (認証により他者の利用は不可) に著作物を保存して個人所有の複数の機器で利用する行為 (ネットワークサーバー上へのバックアップなどのクラウドサービスなど) 及びそのサービスの提供
- 57 タイムシフト、プレイスシフト (ロクラク、MYUTA、まねきTV、録画ネットなどのサービス、不特定多数公開を前提としない録画代行サービス、リッピングなどのデータ形式変換サービス、PCに保存した音楽を携帯電話でも聞けるようにするアプリケーション)

・個人の情報発信に伴う利用

- 68 ブログで書籍やCD、DVDを紹介する際に書影やジャケットを掲載する行為
- 70 テレビ番組の批評や感想のため動画の一場面を静止画化した画像を掲載する行為
- 75 ブログの著者から「自分のブログを印刷・製本してくれ」と依頼を受けた印刷業者が、ブログに寄せられた第三者のコメントも含めて印刷製本する行為
- 76 映画の感想とともにパンフレットの表紙、チラシ、ポスター等をインターネット上に載せる行為
- 77 自分の読んだ本の感想とともに、その本の表紙をインターネット上で公開する行為
- 79 新聞・雑誌ではなく、インターネット上で公表された時事問題に関する論説を転載する行為

・その他 (84~100: インターネットサービス事業者)

- 89 美大の教官が講義で使用した写真資料をeラーニングでも配信する行為

(参考)ヒアリング等で出された要望等について

(具体的事例として挙げられた事項)

- ・弱視者向けの拡大文字による一般図書など、公益目的での利用(延長問題フォーラム)
- ・視覚・聴覚障害以外にも多種多様である、通常の著作物の利用が困難な人のための利用や、緊急災害時などの障害者等への情報提供時における利用(障害者放送)
- ・点字を健常者にも分かるように文章に書き直す行為(インターネットサービス事業者)
- ・腐食の進んだ映画作品などの8ミリフィルムを保存のためにデジタル媒体に記録し直す行為など、文献・映像保存などの各種アーカイブ(延長問題フォーラム、インターネットサービス事業者)
- ・権利者への経済的損害の極めてわずかな二次創作(延長問題フォーラム)

・企業内における著作物の利用(JEITA、MCF、知財協)

①情報共有や説明等のために企業内で著作物を利用する行為

- 1 外国語で書かれた論文、外国のウェブページを理解するために、従業員が翻訳すること(JEITA、知財協、インターネットサービス事業者)
- 2 従業員がウェブサイトから参考文献をダウンロードして印刷すること(JEITA、インターネットサービス事業者)
- 3 企業内の会議に用いるためにウェブサイトや新聞を映写すること(知財協、インターネットサービス事業者)
- 4 特許された技術を研究するために、他人の出願関係書類(特許明細書等)を複製すること(JEITA、インターネットサービス事業者)
- 5 特許庁から受領した拒絶理由通知に添付された引用文献を、社内において拒絶理由を検討するために必要な範囲で複製すること(知財協)
- 6 営利目的の研修において全ての受講者がテキストとして市販本を購入し、講義の都合上、当該市販本の図をプロジェクタで投影すること(JEITA)
- 7 購入した市販のマニュアルを、業務で使いやすいように必要な部分だけを複製してダイジェスト版を作成すること(JEITA)
- 8 正当に取得した図書を滅失に備えて、保管目的で電子的に複製すること(知財協)

9 遠方の会議に出張している社員からの問い合わせに回答するために、会社で購入した書籍の関連ページをFAXで送信する行為(インターネットサービス事業者)

10 社内会議で用いた資料を保存用に電子化(スキャン等)する行為(インターネットサービス事業者)

11 判例情報を社内で共有するために、訴訟の対象となった著作物の写真を転載すること(知財協)

12 裁判における準備書面、鑑定書を、判例研究のため複製すること(知財協)

13 自社が取材を受けたテレビ番組を広報部門が録画保存する行為(インターネットサービス事業者)

14 社員がセミナーで講師の話を要領筆記する行為(インターネットサービス事業者)

15 業務上でやり取りする電子メールの転送の際に元のメールを複製する行為(インターネットサービス事業者)

16 JIS規格等技術標準規格をコピー、ダウンロードする行為(インターネットサービス事業者)

②商品やサービスの説明、デモ目的の著作物の利用(MCF、知財協)

17 サービスや企画内容を説明する目的で企画書や提案書における説明やデモ等に著作物を一時的に利用すること(MCF)

18 試聴や立ち読みのように、商品購入の判断のために書籍の表紙・目次や音楽アルバム

アート、内容の一部を利用すること(MCF)

19 レコード店が販売促進目的で販売中のCDを来店客に試聴させる行為(インターネットサービス事業者)

20 AV機器の販売店において、顧客に機器の性能を説明するために、CDから音楽を録音し、試聴させること(知財協)

21 展示会において、来場者に新発売のパソコンのブラウザ機能を説明するために、他人のウェブサイトをプロジェクタで映し出すこと(知財協)

22 家電量販店がテレビの高画質を来店客に訴求するために市販のDVDを店頭で再生する行為(インターネットサービス事業者)

23 家電量販店がオーディオの品質を来店客に訴求する目的で市販のCDを再生する行為(インターネットサービス事業者)

③媒体変換のための著作物の複製

- 24 利用端末にあわせてファイル形式やサイズを変更すること(MCF)
- 25 正当に取得した著作物について、当該著作物を再生できない他の種類の機器で再生できるように、異なる媒体に複製したり、ファイル形式を変換したりすること(知財協)
- 26 ユビキタス目的のデータ形式変換(インターネットサービス事業者)
- 27 HTMLをプログラムから利用するために文書をツリー構造にしたデータ形式であるDOM(Document Object Model)として利用する行為(インターネットサービス事業者)
- 28 画像ファイルのファイル形式を変換(例:jpg形式からgif形式)する行為(インターネットサービス事業者)

④自己の著作権・特許権の侵害を発見するための分析に必要な、他人の著作物の複製(JEITA)

- 29 著作隣接権者が侵害の探知を目的としてインターネット上をクロールし、自己が権利を有しないものも含め、あらゆる楽曲ファイルや動画ファイルをサーバーに複製する行為(インターネットサービス事業者)

・著作物の付随的利用(自己の著作物に、他人の著作物が偶発的に写り込むこと等)

- 30 写真、映像や録音等の利用者が撮影等した投稿コンテンツに著作物が従属的に写りこむ場合など、偶然軽微な利用(延長問題フォーラム、MCF)
- 31 家具や電化製品等のカタログとして、部屋での使用イメージを写真撮影した際、たまたま室内に飾られていた絵画等の著作物が写り込むこと(知財協)、新商品とともに小さく著作物が写り込んだ写真を商品パンフレットとして複製する行為(インターネットサービス事業者)
- 32 野外でテレビのニュース番組を収録していた際、現場で偶然音楽が数秒間鳴り、当該ニュース番組で放送されること(知財協)
- 33 テーマパークで着ぐるみキャラクターと一緒に記念撮影した写真をインターネット上で公開すること(知財協、インターネットサービス事業者)
- 34 キャラクターのイラストが描かれたTシャツを撮影し、雑誌に掲載すること(知財協)
- 35 ぬいぐるみを抱いた赤ちゃんを撮影し、インターネット上で公開する行為(インターネットサービス事業者)
- 36 機体にアニメキャラクターがあしらわれた飛行機を撮影し、インターネット上で公開する行為(インターネットサービス事業者)

- 37 屋外の看板やポスター、絵画が映り込んだ写真をインターネット上で公開する行為(インターネットサービス事業者)
- 38 子供が描いたアニメの主人公の絵をインターネット上で公開する行為(インターネットサービス事業者)
- 39 お祭りでお面を被った子供を撮影しインターネットに公開する行為(インターネットサービス事業者)
- 40 レコード音源のBGMが入り込んだ動画をインターネット上で公開する行為(インターネットサービス事業者)

・新たな技術・機器の研究開発・設計・製造・販売・故障原因分析の過程において、技術・機器の評価・検証に用いるための複製、上映、送信などの利用

- 41 データ圧縮・伸張技術の開発のために音楽CDを音源にすること(JEITA)
- 42 AV機器、通信機器等の開発や性能試験のために必要な範囲で、音楽や映像を録音・録画したり、公衆送信したりすること(JEITA、知財協、インターネットサービス事業者)
- 43 新聞用OCRソフトの開発にあたり、各新聞で使用されているフォントに対するOCRソフトの認識精度を高める目的で、新聞記事をスキャンすること(JEITA)(知財協)
- 44 製品開発中の翻訳ソフトの能力を確認する目的で、社内の研究室において専門書(例:医学書)を複製し、翻訳させること(知財協、インターネットサービス事業者)
- 45 音声認識における言語モデル、音響モデル等を作成するために、音声データをアーカイブする行為(インターネットサービス事業者)
- 46 多数の著作物から、当該著作物を構成する要素である、言語、音等を抽出するために、データの収集・蓄積は行なうが、解析にまでは至らない行為(インターネットサービス事業者)
- 47 音声認識アルゴリズムの精度検証のために、録画したテレビ番組の音声を用いる行為(インターネットサービス事業者)

・プログラムの著作物の利用

- 48 プログラムの研究、性能の検証、障害発生時の原因追究を目的として行う当該プログラムの必要な限度の複製・翻案(JEITA)
- 49 第47条の2に基づくプログラムの複製および翻案を第三者に委託して行わせること(知財協)

50 旧サーバーから新サーバーにシステムを移管する際、新サーバーの信頼性が見極められるまでの間、旧サーバーにインストールされたソフトウェアを削除せず、新サーバーにインストールして使用すること(知財協)

51 障害や脆弱性の発見、権利侵害の発見、既存プログラムとの互換性の確認等の目的でリバース・エンジニアリングを行うこと(知財協)

・ネットワークサービスに関連する複製等

52 サーバーから端末上のRSSリーダーにデータをダウンロードする行為(MCF)、ウェブ上のサイトのRSS情報を一定時間ごとに自動的に収集し、収集したRSS情報を利用者がいつでも見られるように、サーバー上に送信可能な状態におく行為(インターネットサービス事業者)

53 「Twitter」における「ReTweet」のようにミニブログで他人の発信した情報を転送する行為(MCF、MIAU)

54 私的利用として作成したブックマークを共有する場合に著作物を複製する行為(MCF)

55 サーバー上の私的な領域(認証により他者の利用は不可)に著作物を保存して個人所有の複数の機器で利用する行為(ネットワークサーバー上へのバックアップなどのクラウドサービス、タイムシフトやプレイシフトを目的として行われるサーバーへの複製、サーバーを介した不特定多数を対象としないファイル共有サービス、個人向けストリーミングサービス、バーチャルオフィス)及びそのサービスの提供(MCF、MIAU、インターネットサービス事業者)

56 InternetArchive日本版、ニュースや日記・ブログなどの表示形式変更・要約(MIAU)

57 タイムシフト、プレイシフト(ロクラク、MYUTA、まねきTV、録画ネットなどのサービス、不特定多数公開を前提としない録画代行サービス、リップングなどのデータ形式変換サービス、PCに保存した音楽を携帯電話でも聞けるようにするアプリケーション)(MIAU)

58 Web全体もしくはその一部を収集(クローリング)、保存して、アーカイブするサービスの提供(インターネットサービス事業者)

59 利用者が手動でURLを指定し、サーバー上に保存できるアーカイブサービスの提供(インターネットサービス事業者)

60 検索エンジン付随サービス(例:検索キーワードと同じ文脈で扱われる語や類義語を抽出し、その語のみを表示するサービス)の提供にあたり、ウェブ上の情報をクローリングして収集する行為(インターネットサービス事業者)

61 インターネット上で商品(美術品、写真の著作物にあたらぬもの)を販売する際に商品画像を掲載する行為(インターネットサービス事業者)

62 PC用に調製されたサイト画面を携帯端末でも表示できるように保存形式を変換して送信する行為(インターネットサービス事業者)

63 携帯電話用コンテンツをキャリアごとの条件に合うように変換をするために行なう複製(インターネットサービス事業者)

64 アクセス元のIPアドレス等を隠蔽保護するため中間サーバー経由でウェブアクセスを仲介、代行するサービスの提供(インターネットサービス事業者)

65 ニュースサイトからリンクを設定した先のサイトに大量のアクセスが集中した場合、サイトがダウンする可能性があるため、あらかじめ当該サイトをキャッシュで保存し、ダウンした場合にはキャッシュ画面を代替表示させる行為(インターネットサービス事業者)

・個人の情報発信に伴う利用

66 権利者への経済的損害の極めてわずかな二次創作(延長問題フォーラム)[再掲]

67 既存のコンテンツ、映像や音楽に対して、自分の工夫を加え、できたものを公衆に見せる、いわゆる「マッシュアップ」を行う行為(利用促進協議会、MCF、MIAU)

68 ブログで書籍やCD、DVDを紹介する際に書影やジャケットを掲載する行為(MIAU)

69 音楽を紹介する目的で試聴用音楽ファイルを掲載する行為(MIAU)

70 テレビ番組の批評や感想のため動画の一場面を静止画化した画像を掲載する行為(MIAU)

71 「Twitter」における「ReTweet」のようにミニブログで他人の発信した情報を転送する行為(MCF、MIAU)[再掲]

72 個人によるインターネットサービスを通じた報道行為(MIAU)

73 パロディ(MIAU)

74 個人が調査・研究目的で行う複製行為(MIAU)

75 ブログの著者から「自分のブログを印刷・製本してくれ」と依頼を受けた印刷業者が、ブログに寄せられた第三者のコメントも含めて印刷製本する行為(インターネットサービス事業者)

76 映画の感想とともにパンフレットの表紙、チラシ、ポスター等をインターネット上に載せる行為(インターネットサービス事業者)

77 自分の読んだ本の感想とともに、その本の表紙をインターネット上で公開する行為(インターネットサービス事業者)

78 歌碑や句碑を撮影し、インターネット上で公開する行為(インターネットサービス事業者)

- 79 新聞・雑誌ではなく、インターネット上で公表された時事問題に関する論説を転載する行為(インターネットサービス事業者)
- 80 屋外に設置されている街路地図を撮影し、インターネット上で公開する行為(インターネットサービス事業者)
- 81 シンポジウム等でのパネラーの発言を要約筆記してインターネット上で公開する行為(インターネットサービス事業者)
- ・行政機関による著作物の利用
- 82 意匠審査における新規性判断のために、特許庁が雑誌、カタログ、ホームページに掲載されている新製品の画像を収集して作成している意匠公知資料を特許庁がインターネット上で公開(公衆送信)すること(知財協)(インターネットサービス事業者)

・その他(84～100:インターネットサービス事業者)

- 83 着メロ作成時にMIDIファイルや音源ファイルを複製又は利用するなど、コンテンツ制作工程において行う一時的な複製等(MCF)
- 84 保育園の教諭が園児に絵本を読み聞かせる行為
- 85 保育園の教諭が絵本を元に紙芝居を作り、園児に見せる行為
- 86 保育園の教諭がピアノを演奏し、園児と歌う行為
- 87 大学が国語の入試問題を作成する際、作問候補の小説を数本複写した上で、どれを問題に採用すべきか会議で検討する行為
- 88 ピアノ教師が生徒の前で模範演奏する行為
- 89 美大の教官が講義で使用した写真資料をeラーニングでも配信する行為
- 90 大学受験予備校の講師が受験のゴロあわせで替え歌を作る行為
- 91 英会話教師が教室で洋楽を再生し、生徒に聴き取らせる行為
- 92 自宅で録音したピアノ演奏を、オーディションの審査員たちに聞いてもらう行為
- 93 アニメキャラクターの塗り絵大会が催され、上手な塗り絵を商店街に掲示する行為
- 94 人気アニメのキャラクターの雪像を作り、校門の横で展示する行為
- 95 図書館利用者が複写箇所を図書館に申告することなく、館内のコピー機で複写する行為
- 96 小児科の看護師がキャラクターの人形を手縫いで作り、入院児童にあげる行為

- 97 友人から借りた複製機器を用いてCDを自分の個人鑑賞用に複製する行為
- 98 合唱コンクールで生徒が歌っている様子を教師がビデオカメラで撮影し、コンクールに参加した生徒の求めに応じて、録画ビデオをダビングしてあげる行為
- 99 住民代表が情報公開制度に基づいて入手した図面資料を地域住民にFAXで送信する行為
- 100 新聞社が画家の死亡記事に添えて、その画家の有名絵画作品を紙面に掲載する行為

団体名に関して用いた略称は、以下による。

(日弁連) 日本弁護士連合会
(デジタルコンテンツ協会) 財団法人デジタルコンテンツ協会
(延長問題フォーラム) 著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム
(利用促進協議会) デジタル・コンテンツ利用促進協議会
(著作権制度協議会) ネットワーク流通と著作権制度協議会
(音楽) 社団法人日本音楽著作権協会、社団法人日本芸能実演家団体協議会、社団法人日本レコード協会、社団法人日本音楽事業者協会、社団法人音楽出版社協会、社団法人音楽制作者連盟、日本音楽作家団体協議会
(文芸・文藝家協会) 社団法人日本文藝家協会
(文芸・ペンクラブ) 日本ペンクラブ 言論表現委員会
(文芸・シナリオ作家協会) 日本シナリオ作家協会
(文芸・推理作家協会) 社団法人日本推理作家協会
(経団連) 社団法人日本経済団体連合会 知的財産委員会 著作権部会
(JEITA) 社団法人電子情報技術産業協会
(障害者放送) 障害者放送協議会
(図書館協会) 社団法人日本図書館協会
(映画) 社団法人日本映画製作者連盟、社団法人日本映画製作者連盟、社団法人日本映像ソフト協会、一般社団法人日本動画協会、協同組合日本映画製作者協会、社団法人全日本テレビ番組製作社連盟、日本国際映画著作権協会
(ACCS) 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
(BSA) ビジネス ソフトウェア アライアンス
(コンピュータソフトウェア協会) 社団法人コンピュータソフトウェア協会
(出版) 社団法人日本書籍出版協会、社団法人日本雑誌協会
(美術) 社団法人日本美術家連盟、社団法人日本漫画家協会、日本美術著作権連合、有限責任中間法人日本写真著作権協会
(美術・漫画家協会) 社団法人日本漫画家協会
(美術・童美連) 日本児童出版美術家連盟
(MCF) 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
(MIAU) 一般社団法人インターネットユーザー協会
(NHK) 日本放送協会
(民放連) 社団法人日本民間放送連盟
(新聞協会) 社団法人日本新聞協会 新聞著作権小委員会
(知財協) 日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
(インターネットサービス事業者) アマゾン ジャパン株式会社、グーグル株式会社、ニフティ株式会社、ヤフー株式会社

(参考) 著作権法(昭和45年法律第48号)

(目的)

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

(著作者の権利)

第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利(以下「著作者人格権」という。)並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利(以下「著作権」という。)を享有する。

2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

(公表権)

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。

(氏名表示権)

第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著物の著作者名の表示についても、同様とする。

(同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(上演権及び演奏権)

第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。

(上映権)

第二十二条の二 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

(公衆送信権等)

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(口述権)

第二十四条 著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

(展示権)

第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(頒布権)

第二十六条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。
2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

(譲渡権)

第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。以下この条において同じ。)をその原作品又は複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 (略)

(貸与権)

第二十六条の三 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。)をその複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第二十八条 二次的著作物の原著作者の著作物は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつていて著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
 - 二 技術的保護手段の回避(技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなった複製を、その事実を知りながら行う場合
 - 三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合
- 2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(保護期間の原則)

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作物の死後。次条第一項において同じ。)五十年を経過するまでの間、存続する。

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。
2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。
3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができる。
4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。
5 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件(送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。)の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

(共同著作物の著作人人格権の行使)

第六十四条 共同著作物の著作人人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。
2 共同著作物の各著作人は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。
3 共同著作物の著作人は、そのうちからその著作人人格権を代表して行使する者を定めることができる。
4 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(共有著作権の行使)

第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権(以下この条において「共有著作権」という。)については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。
2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。
3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。
4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

第一百一条 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時に始まる。
一 実演に関しては、その実演を行った時
二 レコードに関しては、その音を最初に固定した時
三 放送に関しては、その放送を行った時
四 有線放送に関しては、その有線放送を行った時
2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもつて満了する。
一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時
二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年)を経過した時
三 放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時
四 有線放送に関しては、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

第一百九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第二条第一項において準用する場合を含む。))に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第一百三十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第二百十条の二三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第一百三十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9. フェアユース規定の導入を巡る議論

デジタル・ネット時代に対応した制度とするため、知的財産戦略本部における調査や知的財産計画の決定を受け、著作権分科会において権利制限の一般規定について報告書がまとめられた。

議論の経緯

知財本部

- 2008年11月 ▶ 【デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の報告書】
権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入することが適当
- 2009年6月 ▶ 【知的財産推進計画2009】
日本版フェアユース規定の導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。
- 2010年5月 ▶ 【知的財産推進計画2010】
これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のための必要な措置を早急に講ずる。

著作権分科会

- 2010年1月 ▶ 【権利制限の一般規定ワーキングチームの報告書】
法制問題小委員会での議論のたたき台として各論点ごとの明確な結論は示されていない。
- 2011年1月 ▶ 【著作権分科会の報告書】
利害対立が深いことから現時点で合理性が認められる一定の類型(A~C)について制度導入を行う。これら以外は一般規定導入後の状況も踏まえながら、必要に応じ検討する。

10. 提案された日本版フェアユース規定への反対意見

反対意見

社会的な混乱が生じている等の立法事実は存在しない。

権利者と利用者の意見の隔たりが大きい現状から、導入は拙速。

個別権利制限規定の導入スピードを上げるにより明確性を確保する方が有益。

居直り侵害に加えて、思い込み侵害が発生する可能性が高い。

法定損害賠償制度や懲罰的損賠賠償制度の導入がないまま、導入すべきではない。

予見可能性・法的安定性に欠ける。

導入の効果を検証すべき。

反対意見の検証

イノベーションの阻害をなくすという立法政策をとることには合理性がある。またクラウド分野では法的安定性が保たれていない。

変化と競争の激しいIT分野ではスピードが求められており、権利者の権利を保護しつつ、フェアユース規定の導入は必要。

個別規定の導入では対応できないことが議論の前提となっており、イノベーションを阻害しないという問題の解決にならない。

フェアユース規定の導入の有無に関わらず、ネット上では情報利用料を取らないことも多く、情報は無料という思い込みによる侵害の発生可能性は高くなる環境にある。侵害を減らすことや不利益の補填は、次元の異なる問題。

一般規定がないことにより、クラウドなどIT分野では予見可能性や法的安定性に欠ける。

既存のクラウドサービスが違法となれば、我が国のクラウド事業者など情報通信技術分野に悪影響を与える。

11. デジタルコンテンツ時代の著作権

デジタルコンテンツ時代の権利関係は今のままでよいのか？

【角川氏(デジタル・コンテンツ法有識者フォーラムメンバー, 株式会社角川グループホールディングス取締役会長)】

A, B, Cに該当しないんですけれども、フェアユースを導入することによって著作権者の権利が弱まるのではないかというふうなおそれがあることはよく分かっております。これは、著作権法がデジタルコンテンツ時代になったときにやっぱり弱まる方向に考えた方が健全じゃないかという意見を申し上げたいと思います。**アナログ時代には著作権者というのは固定的なプロの集団だったわけですけれども、CGM時代になって国民や、あるいは青少年が著作権者になっております。**

具体的に申し上げますと、魔法のいらんどという携帯小説のサイトがございます。この魔法のいらんどは月間600万人のユニークユーザーがいるという巨大なサイトなんですけれども、この9割以上が中学生、高校生の、しかも女子のサイトです。この中で月間180万タイトルの作品が投稿されておりまして、その180万タイトルを投稿している子供たちは60万人という数です。この60万人の中学生、高校生が著作権意識をどれだけ持っているかということに対しては、必ずしも学校現場の教育が十分ではないこともあるんでしょうけれども、かなり弱いと思った方がいいと思います。この600万ユニークユーザーの権利者と利用者が、お互いに権利者であり、お互いに利用者だという関係があって、これらの人に現行の著作権法を適用することは、中学生、高校生を犯罪者にしてしまうような事例が起こってくる可能性があります。最近新聞にも、あるいはネットにも出ましたけれども、ライトノベルズの新しい賞を受賞した人が既存のライトノベルズの若い作家、これも高校生レベルが多いんですけれども、そういう人の作品を3つか5つ、ソフトウェアによって合成して1つの作品を作ったという場合がございます。これらは本当に著作権法で言うと非常に大きな問題なんですけれども、これらの人にも説明をして教育をすると、自分が悪かったということを自覚してくれます。

そういう点では**著作権法は従来のアナログ時代には専門的な海賊版の事業者や、それから暴力団あるいは反社会的勢力といった人たちを取り締まるために非常に必要だったわけですけれども、このデジタルコンテンツの時代にはやっぱり違反した人に対しても優しく対応できるような方向を検討すべき**だと。著作権法が若い人たちを犯罪者にしないような配慮というものをぜひこの著作権専門部会でも検討してもらえたらありがたいと思います。

(出所)文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第7回・2010年8月3日)

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h22_shiho_07/gijiyoshi.html